



エジプト工業団地調査(2025年度)

2026年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

調査部

カイロ事務所

【免責条項】

本レポートは、ジェトロ・カイロ事務所が現地調査会社 **Backbone Ltd.**に作成委託した2026年3月時点の調査報告書に基づき、ジェトロが作成したものです。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

目次

はじめに	1
エジプトの主な工業団地の立地イメージ図.....	2
エジプト工業団地管轄官庁、工業団地の概要	3
1. シックス・オブ・オクトーバー市工業団地 (Six of October Industrial Area)	5
2. オブール市工業団地 (Al Obour Industrial Zone)	5
3. テンス・オブ・ラマダン市工業団地 (Tenth of Ramadan Investment Zone)	5
4. サダト市工業団地 (Sadat City Industrial Zone)	6
5. ボルグ・エル・アラブ工業団地 (Borg el-Arab Industrial Area)	6
6. アブー・ハリーフア (ウエスト・カンタラ) 工業団地 [Abo Khalifa (West Qantara) Industrial Zone]	7
7. 東ポートサイド工業団地 (East Port Said Industrial Zone)	7
8. ポートサイドフリーゾーン (Port Said Public Free Zone)	7
9. アイン・ソフナ工業団地 (SIDC Industrial Area at Ain Sokhna)	7
10. クエスナ工業団地 (Quesna Industrial Zone)	8
11. アブ・ラワシュ工業団地 (Abu Rawash Industrial Zone)	8
参考1：電気、ガス、水道使用量について	10
参考2：エジプト進出関連参考情報 (ジェットロ作成調査レポート等)	11

はじめに

エジプトは欧州・中東・アフリカの結節点に位置し、安価で豊富な労働力を擁することから、製造拠点として注目されている。また、米国・欧州・中東湾岸諸国・トルコ等の主要市場と関税協定を締結しており、輸出産業にとって競争優位性をもたらしている。一方で、エジプトへの製造拠点進出に当たっては各種許認可の煩雑さや、管轄省庁や各デベロッパーなど関係者の構造が複雑であることなど課題も多い。

本調査では、日本企業に対し「製造拠点としてのエジプト」について情報提供すべく、進出先の有力候補となるエジプトの工業団地に関する基礎情報を紹介する。

2026年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中東アフリカ課

カイロ事務所

エジプトの主な工業団地の立地イメージ図

エジプトには欧州、中国、また最近ではトルコからも生産拠点の移転が進んでおり、グレートカイロ（カイロ広域圏）、ナイルデルタ周辺、スエズ運河周辺など各地に工業団地がある。しかし、国内のどこに工業団地があり、それらエリアにどのような企業があるのかはエジプト政府に一覧性の高い、包括的な資料が存在しない。

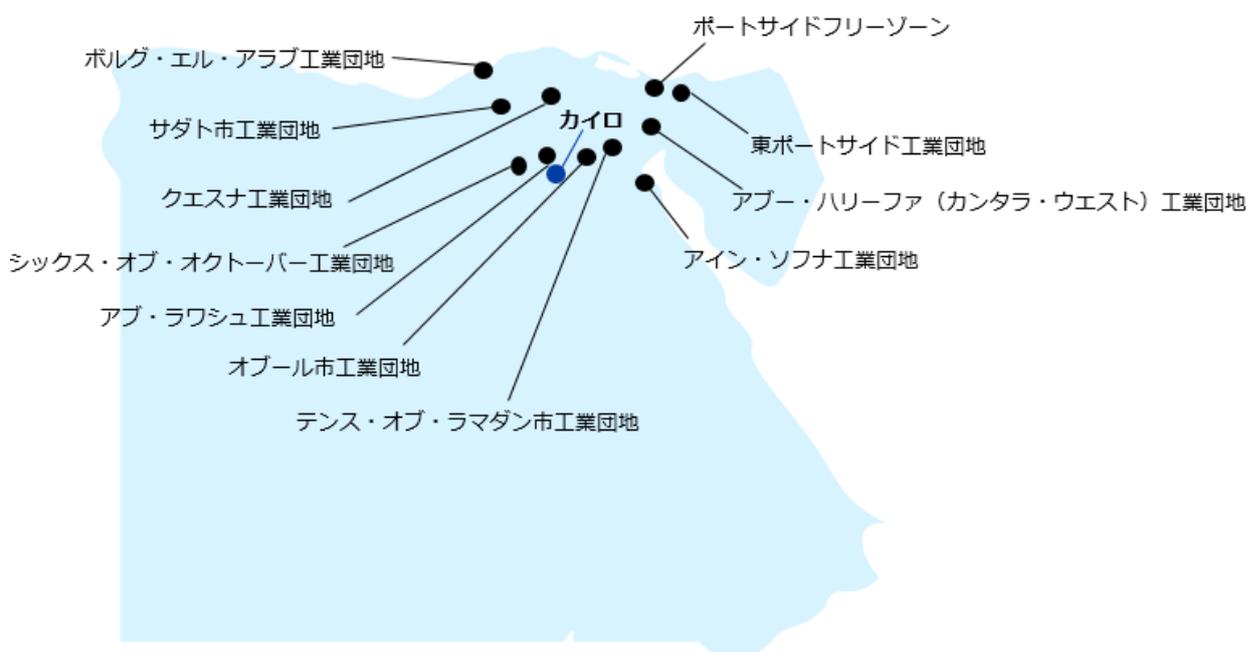
この背景には、工業団地を所管する行政機関が、投資・フリーゾーン庁（General Authority for Investment and Free Zones、GAFI）、産業開発局（Industrial Development Authority、IDA）、スエズ運河経済特区（SCZone）など複数にまたがっていることも要因として存在している。行政部門は、各工業団地にどのような企業が入居しているかという情報も公開していない状況だ。

そこで今回ジェトロは、管轄官庁等へのヒアリングにより、エジプトの工業団地の包括的な、全体の概要が分かる調査レポートの作成を計画した。各工業団地の詳細や、入居企業へのヒアリング内容（諸コスト、採用に関する状況など）については、ジェトロ・カイロ事務所へ問い合わせ願いたい。

※ジェトロ・カイロ事務所：E-mail:CAR@jetro.go.jp

[ジェトロ・カイロ事務所 | 海外事務所・ジェトロについて・ジェトロ](#)

図1 エジプトの主な工業団地の立地イメージ図



（出所）各種資料からジェトロ作成

エジプト工業団地管轄官庁、工業団地の概要

● 投資・フリーゾーン庁 (GAFI)

大統領令 2015 年 17 号が発令され、これに基づいて新投資法 (2017 年 72 号) が制定された。これによって、投資受入の主な窓口の役割を担ってきた GAFI 窓口機能が徹底・強化され、投資案件に関する許認可取得関連の全サービスは、「[Investors Service Center](#)」窓口から提供され、電子申請「[E-Services](#)」も可能となった。

また新投資法には、GAFI 内に国内外の投資誘致担当部署として新たに NCDPI (National Center for the Development and Promotion of Investment) を設けることなどが明記された。

2025 年投資・貿易省令 382 号により、GAFI 内にジャパン・ユニットが設置された。進出日本企業の直面する課題を GAFI 長官に直接レポートする責務を負う。GAFI 内に国別ユニットが設立されるのは日本が初。

GAFI ウェブサイト：<https://www.gafi.gov.eg/English/Pages/default.aspx/>

● 産業開発局 (IDA)

IDA はエジプトの産業部門への投資を奨励するため、投資・貿易省と関連機関によって設立された産業政策実行機関であり、産業目的の土地開発政策の策定・実施や、投資家への土地提供、産業ライセンスの取得手続きの促進を担当している。

IDA はそのビジョンとして、エジプトを産業の卓越性とイノベーションの拠点として位置づけ、持続可能な高付加価値製造業と輸出成長における地域の牽引役とすること、また、競争力ある産業投資と生産のグローバルな到達点となることを掲げている。

ミッションとしては、エジプトにおける持続可能な産業発展を促進するため、投資環境の整備や、工業用地の効率的な配分、手続きの簡素化を図るとともに、イノベーションと国内製造業の強化、高付加価値産業の拡大、技術とデジタル変革の活用を推進することを挙げている。また、全ての取り組みは、持続可能性、成長、競争力、輸出拡大を確保するための明確な制度的価値観に基づいて行われるとしている。

IDA ウェブサイト：<https://www.ida.gov.eg/ar> (アラビア語)

● スエズ運河経済特区 (SCZone)

SCZone ウェブサイト：<https://sczone.eg/>

● エジプトの工業団地

投資・貿易省は工業団地の設立を通して、(1) 産業統合を支援することでエジプト経済の再構築と発展に貢献すること、(2) インフォーマルセクターをフォーマルセクターに統合し、中小企業を支援すること、(3) 国内生産の深化とイノベーション支援に貢献すること、(4) エジプト製品の国内外における競争力強化、(5) 若者向けの雇用機会創出の実現を目

指している。これまで 15 の県に総額 100 億ポンドの投資を行って 16 の工業団地を設立している。

・ GAFI ウェブサイト (エジプト工業団地概要リスト) :

<https://www.gafi.gov.eg/English/StartaBusiness/InvestmentZones/Pages/Industrial-Zones.aspx>

・ GAFI 「Invest in Egypt」 ウェブサイト (エジプト工業団地概要リスト) :

<https://www.investinegypt.gov.eg/English/Pages/Industrial-Map.aspx/1000>

・ SCZone ウェブサイト (エジプト工業団地概要リスト) :

<https://sczone.eg/development-areas/>

1. シックス・オブ・オクトーバー市工業団地 (Six of October Industrial Area)

【基礎情報】

- 1.管轄官庁：IDA
- 2.フリーゾーンに該当するか否か：否
- 3.設立年：1979年

【シックス・オブ・オクトーバー市工業団地近隣の概観】（調査委託会社撮影）



各工業地区への案内を示す、工業団地入口の道路



左：市街地におけるモノレール新線プロジェクト、右：工業団地に接続するモノレール計画

2. オブール市工業団地 (Al Obour Industrial Zone)

【基礎情報】

- 1.フリーゾーンに該当するか否か：否
- 2.設立年：1982年

3. テンス・オブ・ラマダン市工業団地 (Tenth of Ramadan Investment Zone)

- 工業団地に入居する日系企業事例

・ユニ・チャーム

[ユニ・チャーム、アフリカで子供用紙おむつや女性用商品を生産 | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

・エジプト大塚

[エジプトで輸液シェアトップのエジプト大塚 | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

・YKK エジプト

[YKK エジプトに聞く、アパレル製造拠点としてのエジプトの強み | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

4. サダト市工業団地 (Sadat City Industrial Zone)

【基礎情報】

フリーゾーンに該当するか否か：部分的に該当する（企業によってはその居住範囲がフリーゾーンと定義されているものがある）

5. ボルグ・エル・アラブ工業団地 (Borg el-Arab Industrial Area)

【基礎情報】

1.フリーゾーンに該当するか否か：部分的に該当する（プライベートフリーゾーンとして活動する企業もある）。

2.設立年：1979年

アレキサンドリアに位置する。

【各工業団地について、フィールドリサーチによる観察】

・第一工業団地

ユニリーバ、リプトンの工場や、精肉工場、製粉工場など食品生産工場が集中している。各工場の面積はおおよそ 20m×20m から 30m×50m 程度。

・第二工業団地

食品生産、製紙（パッケージング）、プラスチック製品生産などの工場が多い。各工場の面積はおおよそ 30m×50m から 50m×70m 程度。

・第三工業団地

食品生産、薬品生産、化学品生産（化粧品等）の工場が多い。多くの工場の規模はおおよそ 50m×70m 程度だが、一部より小規模な、20m×20m 程の工場も存在する。

・第四工業団地

服飾品生産、搾油工場、鉱物加工、セメント工場などが多い。各工場の規模はおおよそ50m×70m から 70m×100m 程度。

・第五工業団地

現在建設中の工場も多く、各企業の敷地の規模を正確に図るのは難しいが 200m×200m を超えるものが多い。倉庫と見られる施設も存在する。

6. アブー・ハリーフア（ウエスト・カンタラ）工業団地 [Abo Khalifa (West Qantara) Industrial Zone]

【基礎情報】

管轄官庁：SCZone

イスマイリア県のデルタ地帯に近接し、SCZone からはアグリビジネスに最適と紹介されている。その他繊維産業、食品加工業などが立地可能とされる。

7. 東ポートサイド工業団地 (East Port Said Industrial Zone)

【基礎情報】

管轄官庁：SCZone

地中海沿岸のスエズ運河沿いに位置し、物流ハブとしての機能も持つ。自動車組立、ロボティクスなどの機械工業分野に加え、製薬、食品加工業、繊維産業なども立地可能とされる。

8. ポートサイドフリーゾーン (Port Said Public Free Zone)

【基礎情報】

管轄官庁：GAFI

スエズ運河の地中海側出入口の近隣に位置する。ポートサイド港に隣接するほか、付近にはポートサイド空港があり、高速道路でエジプトの各港と接続されている。

9. アイン・ソフナ工業団地 (SIDC Industrial Area at Ain Sokhna)

【基礎情報】

1.管轄官庁：SCZone

2.設立年：1998年

スエズ運河経済特区は大半が砂漠であった地域を開発しているため、インフラ整備に時間を要しているが、アイン・ソフナ地域の開発は先行して進められてきた。電気、ガス、水道、

通信などが整っており、スエズ工業開発公社 (SIDC) はアイン・ソフナ港近くの工業団地を運営する。肥料や化学、鉄鋼、製紙、石油製品などの企業が活動しており、外国企業も入居している。中国の「一带一路」構想にもエジプトが組み込まれており、スエズ運河地域にも中国からの投資が進んでいる。天津経済技術開発区 (TEDA) は「中国・エジプト・スエズ経済貿易協力区」を設けており、中国遠洋運輸集団による物流拠点設置や、巨石集団が進出しガラス繊維を生産している。



2019年時点のアイン・ソフナにおける工業団地 (SIDC 提供)

10. クエスナ工業団地 (Quesna Industrial Zone)

【基礎情報】

設立年：1994年

ナイル川デルタの中心部に位置し、地場大手家電メーカーのエルアラビー・グループ (ELARABY Group) の主力工場がある。

参考：[次世代経営者が語るイノベーションと日本への期待 \(エジプト\) | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

11. アブ・ラワシュ工業団地 (Abu Rawash Industrial Zone)

【基礎情報】

ギザ県に位置し、GAFIの公開情報によれば、業種としては化学、建築資材、金属、繊維・

アパレル、エンジニアリング、製紙、サービス産業分野の企業が入居している。また、地場大手ゼネコンのオラスコム・コンストラクションの子会社であるオラスコム・インダストリアルパークが、2022年5月から220万平方メートルの工業団地開発を行っている。

参考 1：電気、ガス、水道使用量について

電気ユーティリティ・消費者保護規制庁（EgyptERA）のウェブサイトでは、国内全域のあらゆる電力料金が、消費量区分（Tier）ごとに掲載されている。

ベータ版のウェブサイトリンク：<https://egyera.org/tariff>

※サイトはベータ版であるため、一部英語に翻訳されていない箇所がある。

水道・下水道ホールディングカンパニー（HCWW）ウェブサイト：

<https://www.hcww.com.eg/bill-calc/>

このサイトでは、アクティビティ（Activity）について「産業用（Industrial）」を選択することで、おおよその消費量を計算できる。

※2026年3月現在、ウェブサイトはアラビア語のみとなっており、英語版の多くのページはまだ開発中の状態にある。

参考 2：エジプト進出関連参考情報（ジェトロ作成調査レポート等）

- 中東・北アフリカ（MENA）地域の物流・インフラ概要

[中東・アフリカにおける物流とインフラプロジェクトの動向を探る | 特集・地域・分析レポート・海外ビジネス情報・ジェトロ](#)

- エジプト経済概況

[エジプトの貿易投資年報 | エジプト・アフリカ・国・地域別に見る・ジェトロ](#)

- 日本からのエジプト進出に関する制度
 - [投資促進機関](#)
 - [外資に関する規制](#)
 - [外資に関する奨励](#)
 - [税制](#)
 - [外国人就業規制・在留許可、現地人の雇用](#)
 - [技術・工業および知的財産権供与に関わる制度](#)
 - [外国企業の会社設立手続き・必要書類](#)
 - [備考](#)
 - [投資コスト比較](#)

- エジプト：外資に関する奨励

- **奨励業種**

以下、特別優遇措置を参照。

- **各種優遇措置**

新たな投資への優遇措置、内国投資・投資ゾーン・技術ゾーン・フリーゾーンなどにおける優遇措置については、新投資法と施行規則によって定められている。経済特区の優遇措置について、経済特別地区法によって定められている。

- **新たな投資への優遇措置**

投資法（2017 年法律 72 号）および同法施行規則（2017 年首相令 2310 号）、改正投資法（2023 年法律 160 号）により、「一般」「特別」「追加」という 3 種類の優遇措置が規定されている。フリーゾーンへの投資を除く内国投資のプロジェクトに関しては、次のとおり優遇措置を享受できる。

優遇措置の恩恵を受けたプロジェクトは、GAFI から証明書が発行される。

1. 一般優遇措置

改正投資法（2023 年法律 160 号）により、一般優遇措置は投資法制定以前に開始された投資プロジェクトも含め、すべてのプロジェクトに適用されること

となった。内容は以下のとおり。

- a. 会社登録日から 5 年間、法定書類に関する印紙税、公証人費用が免除される。
- b. 土地の登録料が免除される。
- c. プロジェクトに必要な機械および機器に対し、2%の関税率が適用される。

2. 特別優遇措置（新たな投資への優遇措置）

投資法施行規則（2017 年 10 月 28 日発効）の発効後 3 年以内に新しく設立された法人および投資プロジェクトには、創業から 7 年間、後述のセクターに応じた減税が適用される（ただし、減税額は資本金の 80%を上限とする）。2020 年内閣令 7 号にて、既に設立された法人の設備投資の拡大、既存の投資プロジェクトの拡大にも優遇措置の適応対象を広げた（要件：拡大するプロジェクトの会計を独立など）。改正投資法（2023 年法律 160 号）にて優遇措置の適用期間を投資法施行細則発行後 9 年に延長し、2026 年 10 月までの適用となった。

改正投資法では、特別優遇措置の対象となるプロジェクトおよびその拡張について、必要資金の 50%以上を外国から調達する外貨資金で賄い、かつ 6 年以内に操業を開始する場合、納税額の 35%以上 55%以下の奨励金が交付されると定めている。

セクターA：

政府が指定する地域への投資コストに関し、その 50%を年間利益の課税対象から控除する。対象地域には以下が含まれ、それ以外はセクターBに分類される。2022 年第 104 号に対象となる具体的な事業分野（サブセクター）が記載されている。

- a. スエズ運河経済特区
- b. Golden Triangle 経済特区
- c. ギザ県南部
- d. スエズ運河沿の一带（ポートサイド、イスマレーヤ、およびスエズの運河東岸）
- e. 上エジプト
- f. 国境地帯（紅海一帯、サファガ南部を含む）
- g. 新行政首都

その他、政府が随時指定地域を追加・変更可能。

セクターB：

政府が指定する次の事業分野では、投資コストの 30%が年間利益からの控除対象となる。

- h. 労働集約的プロジェクト（従業員 500 人以上、人件費が投資コストの 3 割以上）
- i. 中小企業によるプロジェクト
- j. 再生可能エネルギー・プロジェクト
- k. 高等投資評議会（Supreme Investment Council）が定める戦略的プロジェクト
- l. 高等投資評議会が指定する観光プロジェクト
- m. 高等投資評議会によって指定された電気事業
- n. エジプト国外に製品を輸出するプロジェクト
- o. 自動車および同部品産業
- p. 木材、家具、印刷、包装、化学産業
- q. 抗生物質、がん治療および化粧品
- r. 食品・農産物ならびに農業廃棄物リサイクル
- s. エンジニアリング、鉱物、繊維、革産業

3. 追加優遇措置

「特別優遇措置」の対象プロジェクトでは、政府が次のような追加優遇措置を与える場合がある。

優遇措置：

- a. 空港・港以外での輸出入通関を許可。
- b. 電気・ガス等設備の設置費用の一部負担。
- c. 従業員に対する技術訓練費用の一部負担。
- d. 土地の割り当てから 2 年以内に生産を開始できた場合に、当該土地取得価格の半分を払い戻す。
- e. 土地の無償割り当て。
- f. プロジェクト稼働後最長 10 年間、土地の使用料金の免除。
- g. 公共料金の一部負担および一部免除。

追加優遇措置条件：

以下のいずれかの条件を満たし、かつ GAFI の承認が必要である。

- h. 企業の製造商品の主要生産地がエジプトである。
- i. 資金調達・外貨送金にエジプトの銀行を活用（中央銀行により規定）。
- j. 製造した商品の 50%以上を輸出。
- k. 国内部品が 50%以上を占める商品を生産。
- l. 最新技術分野の技術をエジプトへ移転。
- m. エジプト内の研究の結果に基づく活動。

(参考資料) ジェトロ：首相令 2022 年第 104 号 (ジェトロ仮訳)

2023 年 12 月より、金属、化学、エンジニアリング、医療・製薬、繊維、鉱業の産業投資プロジェクトについて、操業開始時期、立地など一定の条件のもと、外資出資比率に応じて税制優遇措置が設けられた (首相令 2023 年第 77 号)。

ジェトロ調査レポート「[エジプトにおける外資企業法務相談ホットトピック：駐在員事務所閉鎖、外貨での給与支払い、投資インセンティブ \(2024 月 1 月\)](#)」

グリーン水素製造インセンティブ

2024 年法律 2 号により、グリーン水素製造プロジェクトに対する優遇措置を定めた。

詳細は以下ジェトロ記事参照。

「[グリーン水素製造に対する優遇措置を発表 \(エジプト\)](#)」 (2024 年 2 月 7 日付)

ゴールドライセンス

投資法 20 条と同法施行細則 43 条に規定された通称「ゴールドライセンス」は、インフラ整備、再生可能エネルギー、エジプトの国家戦略に沿った投資を行う企業が、認定を得ることで複数の省庁にまたがる行政手続きを GAFI で一括申請できるようになる制度。改正投資法により、GAFI が同ライセンス対象プロジェクトの監督責任を負うことが定められた。首相令 2022 年 2300 号で規定された「ゴールドライセンス」の主な適用条件は以下のとおり。

1. 投資法で定められた株式会社または有限責任会社、または、個人事業主法で定められた法人であること。資本金は、プロジェクト投資費用の 20% 以上で、プロジェクトの支払い能力を示すこと。
2. 専門家による予備的なフィージビリティスタディが完了していること。
3. 事業スケジュールを提出すること。
4. すべてのインフラ (道路、上下水道、電気、通信、廃棄物処理) が確保されていること。
5. 各種法令を順守すること。

内国投資 (Inland Investment)

1. 根拠法等：投資法 (2017 年法律 72 号) および同法施行規則
2. 監督機関：GAFI
3. 優遇措置等
 - a. 外国資本 100% による出資も可能。
 - b. プロジェクトに係る土地所有も可能。
 - c. 輸出義務はない。
4. 保護等

- a. 企業・組織の国有化や資産の没収はない。
- b. 価格や利益幅の決定に関する干渉を受けることはない。
- c. 国外への外貨送金の自由を認める。

5. 範囲：内国投資はフリーゾーン以外のゾーンにおける投資制度

参考：GAFI ウェブサイト「[Inland](#)」

投資ゾーン (Investment Zones)

GAFI による投資誘致形態として、民間開発企業が各種専門分野の投資ゾーン（物流分野、農業分野、工業団地など）の設立・誘致・運営を行うことができる。

1. 根拠法令等：首相令 2007 年 1675 号、投資法（2017 年法律 72 号）
2. 監督機関：GAFI
3. 優遇措置等
 - a. 生産にかかわる輸入の通関手続きを（空港・港ではなく）投資ゾーン内で行える。
 - b. ゾーン内のプロジェクトにおいては輸入業者、輸出業者の登録が不要である。
 - c. 「一般優遇措置」および、条件に応じて「特別優遇措置」や「追加優遇措置」を受けることが可能である。

参考：GAFI ウェブサイト「[Investment Zones](#)」

技術ゾーン (Technology Zones)

GAFI による投資誘致形態として、民間開発企業が通信技術分野の投資ゾーンの設立・誘致・運営を行うことができる。

1. 根拠法令：投資法（2017 年法律 72 号）および実施規則
2. 監督機関：GAFI
3. 優遇措置等
 - a. 活動を行うために必要となる装置・機器の租税および関税が免除される。
 - b. 「一般優遇措置」および、条件に応じて「特別優遇措置」や「追加優遇措置」を受けることが可能である。

フリーゾーン (Free Zone)

フリーゾーンには公設と私設の 2 種類があり、フリーゾーン内では、混合、調合、再梱包（リパッケージ）、製造、組み立て、加工、修理の各事業が許容される。改正投資法（2023 年法律 160 号）により、石油精製、肥料産業、鉄鋼、ガス精製・液化・移送についてもフリーゾーン内での操業が可能となった（エネルギー最高評議会の承認が必要）。アルコール飲料、銃、弾薬、爆発物の産業のプロジェクトを行うことはできない。

1. 根拠法：投資法（2017 年法律 72 号）、改正投資法（2023 年法律 160 号）等

2. 監督機関：GAFI

3. 優遇措置等

a. 関税を含むすべての税が免除（GAFI へ手数料を納める）

b. 低賃貸料

i. 工業プロジェクト：年間 5 ドル/m²

ii. 倉庫保管・サービスプロジェクト：年間 10 ドル/m²

なお、イスマイリア（工業、サービスプロジェクトのみ）、ダミエッタ、シェビン・エル・コム の 3 つの公共フリーゾーンでは、同額の 50% 減額が適用される。

4. その他

a. フリーゾーン内で事業を行う企業は、総生産量の 50% 超を輸出する義務がある。

b. 組立・製造業は株式資本の 0.005%、倉庫やサービス業は株式資本の 0.001% に相当する年間手数料を GAFI に支払わなければならない（上限は LE10 万）。

c. フリーゾーンからエジプト国内に輸入される商品は、外国から商品を輸入される商品と同様に課税される。

公設フリーゾーン

公設フリーゾーンは、投資・フリーゾーン庁によって、アレキサンドリア、スエズ、ポートサイド、ダミエッタ、イスマイリアおよびカイロを含む特定の場所に設置されている。通常、輸出入手続きを容易にするため、港湾または空港に隣接した場所に位置する。

1. 製造業：輸出時に FOB 価格の 1% および製造運営費用の 1% 相当の手数料が課される。
2. 倉庫業：輸入時に CIF 価格の 2%、商品売買の際に 2% 相当の手数料が課される。
3. 搬出入のない事業：総収入の 1%、仲介手数料の 1% 相当額を半年ごとに徴収される。

私設フリーゾーン

私設フリーゾーンは、投資・フリーゾーン庁の承認を条件として、特定のプロジェクトまたは企業向けに、原材料の産地に近接する地域、もしくは事業の性質上、公設フリーゾーン以外の場所に独占的に設置される。私設フリーゾーンとして認められるためには、投資・フリーゾーン庁が定める要件を満たす必要があり、そのステータスを取得するのは、公設フリーゾーンより困難である。

1. 製造業：国外への輸出時に FOB 価格の 1% および製造運営費用の 1% 相当の手数料が課される。国内に搬入する際は販売額の 2% 相当の手数料が課される。
2. 倉庫業：輸出時にインボイスにおける収入額の 2% 相当の手数料が課される。

3. 搬出入のない事業：総収入の 2%、仲介手数料の 2%相当額を半年ごとに徴収される。
4. 利用条件：株式会社または有限責任会社の形態をとること、国内製造部品割合 30%以上を 3 年以内に達成など。業種によっては輸出比率 80%を求められる。
2020 年首相令 1199 号にて、私設フリーゾーンの利用条件について、担当大臣と GAFI の認可を受けた場合、一部の条件を緩和・免除する規定を追加した。
2023 年首相令 2140 号にて、資本金、投資額、雇用人数など私設フリーゾーンの利用条件を一部撤廃した。

参考：GAFI ウェブサイト「[Free Zones](#)」、「[Public Free Zones](#)」、「[Private Free Zones](#)」

経済特区：Special Economic Zone (SEZ)

SEZ では、輸出を目的とする工業、農業、サービス活動向け資本設備や原材料、中間財の輸入が免税となるほか、優遇法人税率が適用され、付加価値税・間接税も免除され、労働規制も比較的緩やかである。SCZone のうち、スエズ湾北西部に指定された 20.4 平方キロメートルの地区はアイン・ソフナ港近くに立地し、国内・域内をはじめ、欧州、アジア、北米、アフリカ向け拠点として設置された。対象分野は、建築資材、物流サービス、ハイテク産業、バイオテクノロジー・医薬産業、自動車組立・部品産業、繊維・衣服、サービス産業（国際コールセンター等）をはじめ、供給を主としたその他分野。また 2017 年大統領令 341 号により、エジプト南部の Kosair-Safaga-Qena -Qaft の地区を囲む Golden Triangle 経済特区 (GTZone) が設立され、管理機関の設立後、運用が開始される。

1. 根拠法等：特別経済地区法（2002 年法律 83 号）
2. 監督機関：主要開発社（Main Development Company：MDC）
3. 優遇措置等

国内市場にアクセスできる（付加価値税は輸入部品のみ賦課。輸入者登録は不要）。

参考：スエズ運河経済特区 "[Suez Canal Economic Zone](#)"

(参考) 工業団地 (Industrial Zone)

1. 各県の工業団地 (Industrial Zones of Governorates)
カイロに 11 カ所、アレキサンドリアに 8 カ所ほか、ポートサイド、スエズ、シャルキーヤ、ベニスエフ、ルクソール、アスワンなど全国に設置されている。
2. 新興都市の工業団地 (Industrial Zones in the New Urban Community Cities)
カイロに 4 カ所、アレキサンドリアに 1 カ所、その他スエズやギザなど各地に設置されている。
3. 重工業団地 (Heavy Industrial Zones)

GAFI：[Industrial Zones](#)

中小規模プロジェクトへの税制優遇措置

2025 年法律 6 号（税制優遇法）にて、年間売上高が 2,000 万エジプト・ポンドを超えないプロジェクトに関して、固定資産や生産設備の処分による資本利益や配当金の免税、印紙税やその他契約に掛かる書類作成・登録手数料の免除、所得税の軽減（年間売上高に応じて 0.4～1.5%）などの税制優遇策が策定された。

その他

投資法（2017 年法律 72 号）に、企業の社会的責任に関する取り組みへの優遇措置、およびエジプト仲裁調停センターなどの設置が規定された。

企業の社会的責任

企業の社会的責任として、環境保護、社会福祉、高等教育の支援、科学的研究などへの支出額について、年間収益の 10%までは法人所得税控除対象となる。

投資課題における仲裁調停関連機関

新投資法により、投資に関する仲裁のため、エジプト仲裁調停センター（Egyptian Center for Arbitration and Mediation）の設立が規定された。さらに、大臣による投資紛争解決委員会（Ministerial Committee for the Settlement of Investment Disputes）および、政府機関や国営企業が当事者である「契約」に関する紛争を解決するために、大臣による投資契約紛争解決委員会（Ministerial Committee for the Settlement of Investment Contracts Disputes）の設立を規定した。

国際仲裁機関

政府機関や国営企業（政府が一部出資する企業を含む）と、海外企業・海外投資家との締結した契約に関する仲裁する国際紛争高等仲裁所（Higher Authority for Arbitration and International Disputes）を規定した（2019 年首相令 1062 号）。

さらに、政府・国営企業が仲裁の合意前に、国際仲裁事件に関する意見・調査高等機関（Higher Authority for Studying and Opining on International Arbitration Cases）に対して報告を義務付けた（2020 年首相令 2592 号）。

[外資に関する奨励 | エジプト・アフリカ・国・地域別に見る - ジェトロ](#)

- 工業団地に入居する日系企業事例（すべてテンス・オブ・ラマダン市工業団地）
ユニ・チャーム

[ユニ・チャーム、アフリカで子供用紙おむつや女性用商品を生産 | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

エジプト大塚

[エジプトで輸液シェアトップのエジプト大塚 | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

YKK エジプト

[YKK エジプトに聞く、アパレル製造拠点としてのエジプトの強み | アフリカでのビジネス事例 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250064>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
調査部 中東アフリカ課
ジェトロ・カイロ事務所
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5180
E-mail：ORH@jetro.go.jp